

# 附属資料



Shimotsuke City

- I 策定の方針及び経緯
- II 総合計画市民懇話会
- III 総合計画審議会
- IV 前期・後期基本計画施策事業比較表
- V 総合計画の補足資料





# I 策定の方針及び経緯

## ◆策定方針

### 下野市総合計画後期基本計画策定方針（抜粋）

#### 1 後期計画策定にあたっての基本的視点

後期基本計画の策定にあたっては、次の視点を重視し策定します。

##### 市民の参画と情報公開の推進による計画づくり

まちづくりの主体である市民の意見を十分に反映するとともに、市民の参画と協働のまちづくりの実現に向けた計画とします。

また、策定過程などについて、市ホームページなどを通じて広く公開します。

##### 時代の潮流や社会環境の変化に対応した計画づくり

少子高齢化・人口減少社会の到来、高度情報化・国際化、地域主権型社会の進展、低炭素型社会への転換等の潮流や厳しい経済状況、環境問題などの社会環境の変化に対応した計画とします。

##### 市政への満足度を踏まえた計画づくり

市民の市政に対する満足度を把握しその向上を図るとともに、市民の新たな要望等の政策課題に対応した計画とします。

##### 行政評価と連動した計画づくり

行財政の健全性を確保しながら新たな政策課題に対応していくため、施策の重点化を図った計画とします。

##### 行政改革の意識を持った計画づくり

合併に伴う財政猶予期間が切れる平成 27 年度以降、地方交付税額が急降下する厳しい財政環境に対応できるよう、行政改革の意識を持った計画とします。

##### 一体感の醸成を意識した計画づくり

合併 7 年目を迎え、下野市としての一体感の醸成を意識した計画とします。

#### 2 策定体制

##### (1) 庁内組織

###### ① 策定委員会

構成員	副市長、教育長、総合政策部長、総務部長、市民生活部長、健康福祉部長、産業振興部長、建設水道部長、議会事務局長、会計管理者、教育次長
役割	庁内の最高意思決定機関として、基本計画の素案の調整を行い、審議会に提出する原案を最終的に取りまとめる機関

###### ② 専門部会

部会名	企画専門部会、総務専門部会、市民生活専門部会、健康福祉専門部会、産業振興専門部会、建設水道専門部会、教育専門部会
構成員	部長、課長及び職員
役割	担当部門ごとに基本計画の素案の作成作業を行い、策定委員会に諮る前に調整する機関

## (2) 庁外組織

### ① 総合計画審議会

構成員	学識経験者等 22 人以内
役割	市長の諮問に応じ、総合計画後期基本計画の策定に関し必要な事項について、中・長期的、全市的な観点から調査・審議します。 (地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に基づく審議会)

### ② 総合計画市民懇話会

構成員	公募、団体推薦による市民 24 人以内
役割	総合計画後期基本計画の策定に関し、広く市民から自由な発想のもとに意見などを求め、その意見などについて後期基本計画の策定の際の参考とするものです。

## (3) 市民参画

計画の策定にあたっては、幅広い市民の意見や提案を反映させるために、市民の参画に努めるものとします。

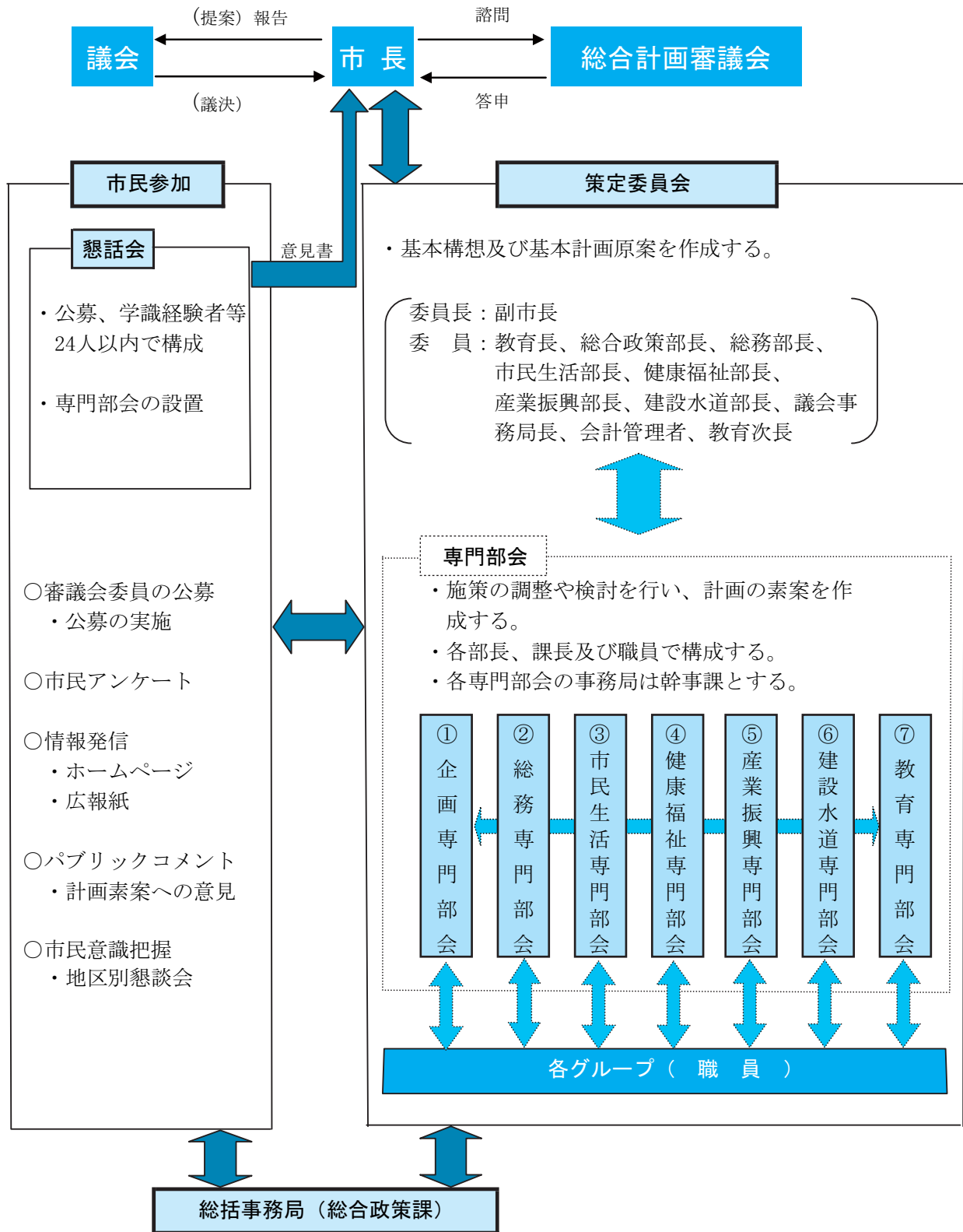
- ① 総合計画審議会及び総合計画市民懇話会の設置
- ② 総合計画審議会及び総合計画市民懇話会委員の公募
- ③ 市民意識調査の実施（調査対象：市内在住の 20 歳以上の男女 10,000 人）
- ④ まちづくり意見募集の実施
- ⑤ 地区別懇談会（市長のいきいきタウントーク等）の開催
- ⑥ パブリックコメントの実施
- ⑦ 市広報紙、ホームページをとおした策定に関する情報の積極的な発信



市長のいきいき タウントーク



### 下野市総合計画策定体制



◆ 策定経緯

1 市民意識調査結果概要

総合計画後期基本計画（計画期間：平成24年度～27年度）を策定するにあたって、下野市では、市民意識調査を実施し市の現状や行政の取組に対する評価や満足度を把握するとともに、今後のまちづくりに対する意見等を調査しました。

今回の市民意識調査では、「下野市の暮らしやすさ」や「誇れるところ」など全9問の調査を実施しましたが、「暮らしやすいかどうか」との設問に対しては、「暮らしやすい」という肯定的な評価が、72.6%と高い割合を占めました。「下野市に誇れるところがあるか」との設問に対しては、「他市に誇れるところがある」という回答が、65.0%と比較的高くなっています。

また、市の生活基盤、都市基盤、福祉、保健・医療、教育・文化、産業、行政に関する取組に対する満足度については、生活基盤の一つである上水道・下水道の整備がそれぞれ51.5%、47.9%と評価が高かったほか、医療体制に対する評価が47.1%と高く、高度医療の集積が下野市の特徴として挙げられていることから、医療の充実は本市の強みを形成しています。

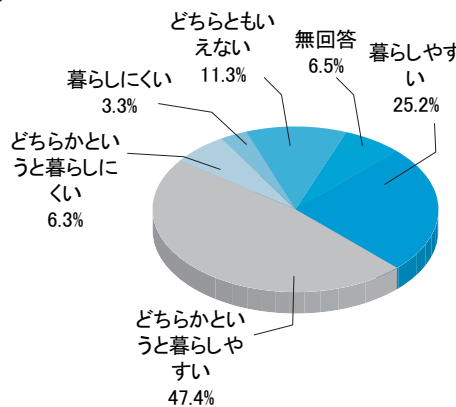
調査の概要

- 調査対象 20歳以上の下野市民 10,000人
- 調査方法 郵送による配布・回収
- 調査期間 平成22年8月17日～平成22年8月31日
- 回収率 36.2%

下野市の暮らしやすさ

「暮らしやすい」「どちらかという暮らしやすい」

72.6%



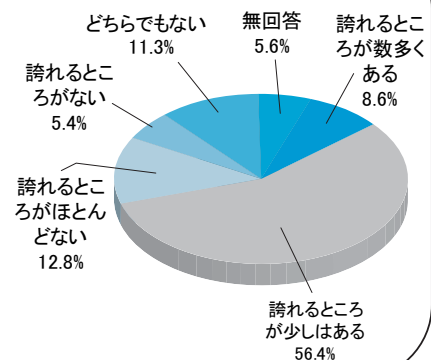
下野市の暮らしやすさをうかがったところ、「暮らしやすい」が25.2%、「どちらかという暮らしやすい」が47.4%と、合わせて72.6%の人が、「暮らしに満足」という結果になりました。

下野市の誇れるところ

「誇れるところが数多くある」「誇れるところが少しはある」

65.0%

下野市の誇れるところをうかがったところ、「誇れるところが数多くある」が8.6%、「誇れるところが少しはある」が56.4%と、合わせて65.0%の人が誇れるところがあると回答し、多くの人が「自治医科大学附属病院をはじめとする高度医療の集積」や「かんぴょう、いちご等の特産品」などが誇れるところと考えています。





## 行政施策の 満足度・ 不満足度

### トップ5

これまでの市の取組に対して、日常生活における満足度をうかがったところ、「満足」「やや満足」を合わせた回答の割合を項目ごとに見ると、「上水道の整備」が51.5%、次いで「下水道の整備」が47.9%、「医療体制」が47.1%の順になりました。生活基盤の一つである上水道・下水道の整備については、一定の満足感が得られていることが分かります。

これに対して、「不満」「やや不満」をあわせた回答の割合を項目ごとに見ると、「観光の振興」が36.4%、次いで「商業の振興」34.2%、「工業の振興」30.0%の順になりました。産業の振興に対する取組について、不満が高くなっています。

満足 トップ5		順位	不満 トップ5	
上水道の整備	51.5%	1位	観光の振興	36.4%
下水道の整備	47.9%	2位	商業の振興	34.2%
医療体制	47.1%	3位	工業の振興	30.0%
ごみ処理・リサイクル	45.2%	4位	市の財政運営	28.4%
公園・緑地の整備	39.6%	5位	市の仕事の効率性	27.7%

## 今後力を入れて欲しい 施策

### トップ5

今後、力を入れて欲しい施策をうかがったところ、「高齢者福祉」が26.3%、次いで「防犯」が19.2%、「保険・年金」が16.0%などとなり、安全・安心に対する関心が高いことがうかがえます。

順位	今後力を入れて欲しい施策トップ5	
1位	高齢者福祉	26.3%
2位	防犯	19.2%
3位	保険・年金	16.0%
4位	市の財政運営	14.3%
5位	小中学校の教育	13.0%

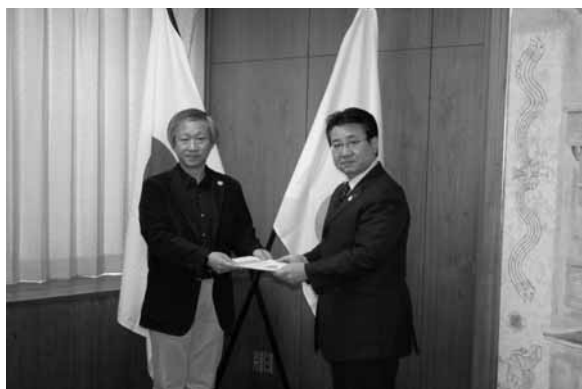
## 2 まちづくりへの意見募集結果概要

総合計画後期基本計画策定の基礎資料とするため、市民の皆さんが感じておられるまちづくりに関する考えなどご意見を募集しました。募集結果は以下のとおりです。

- ◆意見募集期間 平成23年2月1日（火）～2月28日（月）
- ◆提出された意見数 提出者数 1人  
提出件数 1件
- ◆意見の内容 スポーツ施設の整備に関すること

### 3 下野市総合計画懇話会の経過

開催日時・場所	内 容
平成22年11月18日(木) 午後1:30～4:30 きらら館 研修室	第1回 委嘱状交付 オリエンテーション
平成22年11月30日(火) 午後1:30～4:30 きらら館 研修室	第2回 グループ討議【現状と課題の検討①】 「生活基盤」分野、「都市基盤」分野
平成22年12月7日(火) 午後1:30～4:30 ゆうゆう館 会議室	第3回 グループ討議【現状と課題の検討②】 「福祉・保健・医療」分野、「教育・文化」分野
平成22年12月20日(月) 午後1:30～4:30 ゆうゆう館 会議室	第4回 グループ討議【現状と課題の検討③】 「産業」分野、「行政」分野
平成23年1月19日(水) 午後2:00～5:00 ゆうゆう館 会議室	第5回 グループ討議【課題への対応①】 第1章「教育」、第2章「産業」、第3章「都市基盤」
平成23年2月3日(木) 午後1:30～4:30 ゆうゆう館 会議室	第6回 グループ討議【課題への対応②】 第4章「健康」、第5章「環境」、第6章「市民協働」
平成23年3月1日(火) 午後1:30～4:30 ゆうゆう館 会議室	第7回 意見集約整理
平成23年3月30日(水) 午後3:00～4:00 国分寺庁舎 公室	第8回 意見書提出



意見書の提出



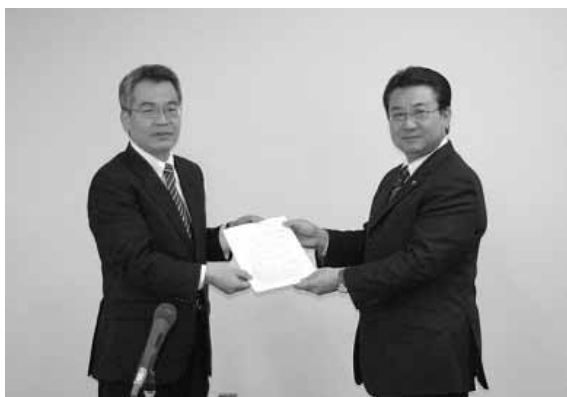
総合計画懇話会





#### 4 下野市総合計画審議会の経過

開催日時・場所	内 容
平成23年7月25日(月) 午前10:00～12:00 ゆうゆう館 会議室	第1回 委嘱状交付 諮問 会長、職務代理選出
平成23年10月4日(火) 午後2:00～4:30 ゆうゆう館 会議室	第2回 前期基本計画掲載事業の進捗状況の概要 1次素案審議(第1章から第3章)
平成23年11月2日(水) 午前9:30～11:20 ゆうゆう館 会議室	第3回 1次素案審議(第4章から第6章)
平成23年11月22日(火) 午後2:00～4:30 ゆうゆう館 会議室	第4回 2次素案審議(第1章から第6章)
平成24年1月13日(金) 午前9:30～11:30 ゆうゆう館 会議室	第5回 3次素案審議(しもつけ重点戦略、第1章から第6章)
平成24年2月7日(火) 午前9:30～11:30 ゆうゆう館 会議室	第6回 答申



答申



総合計画審議会

## II 総合計画市民懇話会

### 1 下野市総合計画市民懇話会設置要綱

平成 22 年 7 月 22 日

告示第 205 号

#### (設置)

第 1 条 総合計画後期基本計画の策定に関し、広く市民から自由な発想のもとに意見、提言を求めるため、下野市総合計画市民懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

#### (組織)

第 2 条 懇話会の委員は、16 人以内をもって組織する。

2 委員は非常勤とし、公募による市民及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

#### (任期)

第 3 条 委員の任期は、委嘱の日から市長に意見書を提出する日までとする。

#### (会長)

第 4 条 懇話会に、会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、懇話会を総理する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

#### (会議)

第 5 条 懇話会は、会長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

#### (報告)

第 6 条 懇話会は、取りまとめた意見等について、市長に報告するものとする。

#### (庶務)

第 7 条 懇話会の庶務は、総合政策課において処理する。

#### (その他)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

#### 附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示は、平成 23 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。



## 2 下野市総合計画市民懇話会委員名簿

任期：平成 22 年 11 月 18 日 ～ 平成 23 年 3 月 30 日

区分	役職	氏名	備考
学識経験者 (9名)	会長	陣内 雄次	宇都宮大学教育学部教授
		細川 剛規	石橋商工会青年部部长
		吉田 武雄	下野市認定農業者連絡協議会副会長
		尾花 重吉	下野市自治会連絡協議会会計監査
		海老原 新子	下野市ボランティア連絡協議会副会長
		松本文 男	下野市 PTA 連絡協議会会長
		山口 和男	下野市体育協会副会長
		加藤 芳江	下野市女性団体連絡協議会会長
		職務代理	鈴井 祐孝
公募委員 (4名)		木村 保弘	公募委員
		大橋 正明	公募委員
		今井 清起	公募委員
		大塚 博	公募委員

### 3 下野市総合計画市民懇話会概要

#### (1) 懇話会の開催経過

- 委員構成：13名（うち学識経験者9名、公募委員4名）
- 開催経過：平成22年11月18日から平成23年3月30日まで8回開催

#### (2) 意見書の主な内容

懇話会では、下野市基本構想における6つの「基本目標」の「基本的な施策」ごとに意見を整理し、「このまちの明日をめざして～下野市総合計画後期基本計画の策定に向けた意見書～」として、取りまとめていただきました。以下に意見書の抜粋を掲載します。

#### 1章 みんなで学び文化を育むふれあいのまちづくり

##### (1) 次代を担う人材の育成

###### ■努力目標 「多文化教育を充実・推進させるまち」

- ほめてそだてよう。 ■多文化教育を取り入れよう。 ■外国語教育を取り入れよう。
- 音楽を総合教育へ取り入れよう。 ■特別支援教育を充実しよう。 ■施設の充実を図ろう。
- 地域力を教育に取り入れよう。

##### (2) 生涯にわたる学びの機会の充実

###### ■努力目標 「継続的な学びの場づくりを推進するまち」

- 生涯学習の総合計画を策定しよう。 ■生涯学習の更なる振興を目指そう。
- 情報学習場をつくろう。 ■図書館機能を充実させよう。

##### (3) 豊かに暮らす文化の振興

###### ■努力目標 「知的財産や文化財を積極的に活用するまち」

- 文化財の積極的利用を推し進めよう。 ■当市の知的財産を掘り起こし、文化振興に寄与させよう。
- 市民交流の促進を図ろう。

##### (4) 1章全体を通しての考察

- 次代を担うリーダーの育成を強化しよう。 ■文化施設や体育施設に関し、もっと議論しよう。

#### 2章 知恵と意欲で創造性豊かなまちづくり

##### (1) 大都市近郊農業の振興

###### ■努力目標 「総合的な農政問題の解決のため積極的に取り組むまち」

- 農業にかかる課題を住民に知ってもらう機会を設けよう。 ■農地問題の解決チームを立ち上げよう。
- 農業支援への取組を全市で議論することから始めよう。 ■観光農園にも注目しよう。
- すり合わせのアプローチを図ろう。 ■農業の六次産業化の試行と活性化(案)を策定しよう。

##### (2) 工業・商業の振興

###### ■努力目標 「大学を意識した企業誘致を推進するまち」

- 商工会の一体化を図ろう。 ■駅前商店街を活性化させよう。 ■商品券の発行を続けよう。
- 企業誘致へ一層の努力をしよう。



### (3) シティ・セールスの振興

#### ■努力目標 「観光総合計画の策定とその人づくりに取り組むまち」

■文化財を活用しよう。 ■観光の総合計画をつくろう。 ■観光の人づくりに取り組もう。

## 3章 都市と田園が共生する快適な環境で躍進するまちづくり

### (1) 秩序ある土地利用と快適な住環境づくり

#### ■努力目標 「都市の核づくりと空地・耕作放棄地を有効利用するまち」

■都市基盤・核拠点の取組をしよう。 ■課題の把握・整理・提供を推進しよう。  
■生態系に配慮した圃場整備を進めよう。 ■空地・耕作放棄地の活用を図ろう。  
■しもつけ景観条例を策定しよう。 ■買い物利便性を向上させよう。

### (2) 人に優しい交通環境の整備

#### ■努力目標 「道路環境整備と公共交通を充実させるまち」

■道路環境整備の充実を図ろう。 ■公共交通を充実させよう。

### (3) うるおいのある緑環境の整備

#### ■努力目標 「緑の快適空間づくりを推進するまち」

■公園の維持管理を充実しよう。 ■街路樹・平地林の整備を推進しよう。

## 4章 安心して暮らせる健康で明るいまちづくり

### (1) 生涯健康のまちづくり

#### ■努力目標 「予防・医療・保健等を一体的に取り組むまち」

■医療機関を充実し活用しよう。 ■人間ドックの受診率を向上させよう。  
■健康づくりを充実させよう。 ■福祉施設を見直そう。

### (2) 支えあいのまちづくり

#### ■努力目標 「高齢者と子どもが安心して暮らせるまち」

■子育て支援対策を充実しよう。 ■高齢者の生きがいをつくろう。 ■地域の人材を活用しよう。  
■トータルサポートを充実しよう。

### (3) 保険・年金の充実

#### ■努力目標 「安定した保険・年金制度の対応と公平な費用負担に取り組むまち」

■年金制度の信頼を回復しよう。 ■税の収納率アップを図ろう。

### (4) 消費生活の向上

#### ■努力目標 「消費生活についてPRの強化を図るまち」

■多様化・複雑化していく消費生活に対応しよう。 ■消費生活知識を吸収する機会を増やそう。



## 5章 豊かな自然と調和した快適で安全なまちづくり

### (1) 快適な環境の創造

#### ■努力目標 「資源を有効利用し快適な環境をつくるまち」

- ゴミの分別を強化しよう。 ■ゴミについて広報しよう。 ■リサイクルセンター建設を促進しよう。
- 河川の水環境を整備しよう。 ■熱エネルギーを利用しよう。

### (2) 安全・安心なまちづくり

#### ■努力目標 「災害訓練の実施でより一層安全・安心なまち」

- 教育・訓練を実施しよう。 ■防犯灯を増設し危険を予知しよう。 ■スクールガードを充実させよう。
- まちづくりの原点なので防犯活動に対し最大の努力をしよう。 ■環境保全と農業を関連させよう。

### (3) 快適な水環境の形成

#### ■努力目標 「正しい水の知識を発信するまち」

- 上・下水道事業のPRをしよう。 ■整備事業を推進しよう。 ■新手法を導入しよう。

### (4) 5章全体を通しての考察

- 環境基本条例を策定しよう。

## 6章 市民と行政の協働による健全なまちづくり

### (1) 協働のまちづくりの推進

#### ■努力目標 「コミュニティ活動を新しい協働のルールづくりを通して活性化させるまち」

- コミュニティ活動をよみがえらそう。 ■ボランティア支援基金を創設しよう。
- 協働のルールをつくろう。 ■タウントークを工夫して継続していこう。 ■男女共同参画を推進しよう。

### (2) 行財政運営の充実

#### ■努力目標 「都市経営の手法を取りこんだ運営を推進するまち」

- より一層の歳入確保を図る工夫をしよう。 ■広報を充実させよう。
- 行政能力の涵養、公務員の資質向上に努めよう。 ■都市経営的手法を持ち込んだ運営をしよう。
- 議会改革を進めよう。

### (3) 広域行政の充実

#### ■努力目標 「広域行政を益々推進するまち」

- 広域行政を推進しよう。



### Ⅲ 総合計画審議会

#### 1 下野市総合計画審議会条例

平成 18 年 6 月 16 日  
条例第 199 号  
改正 平成 20 年 12 月 16 日条例第 43 号  
平成 23 年 3 月 4 日条例第 1 号

##### (設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、市長の諮問に応じ、総合計画の策定に関し必要な調査及び審議をするため、下野市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

##### (委員)

第 2 条 審議会の委員は、22 人以内をもって組織する。

2 委員は非常勤とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 教育委員会の委員
- (3) 農業委員会の委員
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 公募による市民

##### (任期)

第 3 条 委員の任期は、委嘱の日から市長の諮問事項に係る調査及び審議が終了する日までとする。

##### (会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

##### (会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

##### (意見の聴取)

第 6 条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

##### (庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、総合政策部において処理する。

(平 20 条例 43・平 23 条例 1・一部改正)

##### (委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

##### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年 12 月 16 日条例第 43 号）抄

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 4 日条例第 1 号）抄

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

## 2 下野市総合計画審議会委員名簿

任期：平成 23 年 7 月 25 日～答申の日

区 分	役 職	氏 名	備 考
1 号 委 員 (市議会議員)		石 田 陽 一	下野市議会議員
		小 谷 野 晴 夫	下野市議会議員
		吉 田 聡	下野市議会議員
2 号 委 員 (教育委員会委員)		川 口 桂 子	下野市教育委員会委員
3 号 委 員 (農業委員会委員)		高 田 憲 一	下野市農業委員会会長
4 号 委 員 (学識経験者)	会 長	中 村 祐 司	宇都宮大学国際学部教授
		本 橋 利 男	国分寺商工会青年部長
		柴 山 征 吉	小山農業協同組合理事
		永 山 茂 夫	宇都宮農業協同組合理事
		尾 花 重 吉	下野市自治会連絡協議会監事
		海 老 原 新 子	下野市社会福祉協議会評議員
		加 藤 芳 江	下野市女性団体連絡協議会会長
	職 務 代 理	鈴 井 祐 孝	下野市を元気にする会会長
		三 宅 義 彦	自治医科大学事務局長
		田 村 友 輝	Japan 元気塾理事
	江 田 小 百 合	下野市平地林を美しくする会会長	
5 号 委 員 (公 募)		大 貫 達 雄	公募委員
		小 島 恒 夫	公募委員
		照 井 一 富	公募委員
		大 塚 博	公募委員





### 3 諮 問

下総政第 57 号  
平成 23 年 7 月 25 日

下野市総合計画審議会会長 様

下野市長 広 瀬 寿 雄

#### 下野市総合計画後期基本計画の策定について（諮問）

下野市総合計画後期基本計画を策定したいので、下野市総合計画審議会条例（下野市条例第 199 号）第 1 条の規定に基づき、次のとおり貴審議会に諮問します。

#### 諮 問

下野市は、市の将来像「思いやりと交流で創る新生文化都市」の実現を目指し、行政運営の基本的な指針として、平成 20 年 3 月に「下野市総合計画（基本構想・前期基本計画）」を策定し、以来、本計画に掲げた各種施策を展開しております。

そのような中、「前期基本計画」が平成 23 年度をもって計画期間を終了することから、この成果を引き継ぐとともに、新たな課題等に対応した本総合計画の集大成となる「後期基本計画（平成 24 年度～27 年度）」を策定することといたしました。

近年、地方自治体を取り巻く環境は、急速に進展する少子高齢化や人口減少、経済のグローバル化、高度情報化、地球環境・資源エネルギー問題の顕在化など、大きく変動しております。

さらには、今年の 3 月 11 日に起こった東日本大震災は、東北地方に極めて甚大な被害を及ぼし、特に原子力災害による影響は全国的な拡大を見せており、戦後最大ともいえるべき国難にあることから、本市の行政運営にも少なからず影響があるものと危惧しております。

本市は、このような変動する時代の潮流等を踏まえつつ、自らの責任と裁量により、市が持つ潜在力等を最大限に発揮し、今後とも一体的かつ持続的に発展できるまちづくりが求められております。

「後期基本計画」は、合併特例期限の後半期における本市のまちづくりの指針となるものであり、その策定に当たりましては、下野市民が、市の将来に夢と希望を託し、協働して、まちづくりに参画することが重要であると考えております。

そこで、本計画の策定にあたり、これからの下野市のあり方や市政等に対して貴審議会のご意見やご提言をお伺いいたします。

#### 4 答 申

平成 24 年 2 月 7 日

下野市長 広瀬 寿雄 様

下野市総合計画審議会会長 中村 祐司

#### 下野市総合計画後期基本計画の策定について（答申）

平成 23 年 7 月 25 日付け下総政第 57 号をもって諮問のあった下野市総合計画後期基本計画の策定について、下記の意見を附して、別添のとおり答申する。

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災は、下野市総合計画前期基本計画の最終年度である平成 23 年度において、東北地方を中心にまさに国難といわれる未曾有の地震・津波被害をもたらし、栃木県においても住宅損壊など多大な被害を被った。さらに大震災後に発生した福島第一原子力発電所の事故は、放射能問題や風評被害、エネルギー供給問題など多くの諸課題をもたらし、今日に至るまで我が国の政治・経済・社会を揺さぶり続けており、下野市においても喫緊な対応が迫られている。

東日本大震災からの復旧・復興という極めて重い課題に加えて、欧州の EU 諸国で生じた、いわゆるユーロ危機と呼ばれる通貨・金融・財政問題は、グローバル経済の加速化と相俟って、円高による輸出の停滞や製造拠点の海外移転、それらがもたらす税収の不足など、我が国、そして本県、本市の行財政活動にも負の影響を及ぼしつつある。

下野市総合計画審議会は、本市にとっても戦後はじめての激動状況と、それらがもたらす諸課題の山積に直面するなか、平成 23 年 7 月 25 日の第 1 回審議会開催以降、今日まで 6 回にわたって審議を積み重ねてきた。

諮問書のいうところの「自らの責任と裁量により、市が持つ潜在力等を最大限に発揮し、今後とも一体的かつ持続的に発展できるまちづくり」という観点から、毎回の審議では個々の委員が知見を出し合い、行政とのキャッチボールを繰り返しながら、本計画における標記や記述内容の提案・修正に真摯に取り組んできたところである。

本市あるいは本市を取り巻く状況の正確な把握、市民アンケート結果をめぐる精緻な分析、下野市総合計画市民懇話会との連携、さらには庁内調整やパブリックコメントへの適切な対応などを進めてきた。

策定に携わったすべての関係者間の連携・協力・調整を経て、後期基本計画には、前期基本計画からの課題や取り組みの継承に加え、新たな分野別指標の設定や「しもつけ重点戦略」の提示、現状と課題についての簡潔でわかりやすい記述、施策・事業内容をめぐる進捗度の挿入などを盛り込んだ次第である。

下野市総合計画後期基本計画は、「心豊かに暮らせる創造と躍進のまち」「心安らかに暮らせる安全・安心なまち」を実現するための下野市の行政運営の礎かつ指針となるものである。後期基本計画の着実な実践を通じて、市民一人ひとりが「心豊かに」そして「心安らかに」下野市に住み続けられる地域づくりを実現してほしい。



## IV 前期・後期基本計画施策事業比較表

前期基本計画と後期基本計画の関連（施策事業の継続、完了、新規の区分や事業名の変更）が判別できるように比較表を掲載します。

### 1章 みんなで学び文化を育むふれあいのまちづくり

◆印の事業は、前期計画期間の進捗度が「C：あまり成果をあげられなかった」と評価された施策事業を示している。

前期基本計画 施策事業	区分	後期基本計画 施策事業	担当課
<b>1 (1) 次代を担う人材の育成</b>			
<b>【地域ぐるみの教育活動の推進】</b>		<b>【地域ぐるみの教育活動の推進】</b>	
市民協働による教育の推進	継続	市民協働による開かれた学校づくり	学校教育課 生涯学習課
スクールガードへの支援	継続	安全・安心な学校づくり	学校教育課
<b>【幼児教育の充実】</b>		<b>【幼児教育の充実】</b>	
	H20から継続	幼稚園・保育園・小学校との連携	教育総務課 学校教育課
幼稚園就園奨励費補助	継続	幼稚園就園奨励費の助成	教育総務課
幼稚園第二子等保育料減免補助	継続	幼稚園第二子等保育料の減免助成	教育総務課
幼稚園運営の支援	継続	幼稚園の特色ある運営及び特別支援児教育の支援	教育総務課
		幼稚園での子育て支援	教育総務課
<b>【教育内容の充実】</b>		<b>【教育環境の充実】</b>	
通学区域審議会の開催	完了 新規		教育総務課
	H20から継続	<b>学校適正配置の推進</b>	教育総務課
	継続	教育委員会事業の点検・評価	教育総務課
	継続	教育のつどいの開催	教育総務課
児童表彰の実施	継続	児童の表彰	教育総務課
	H20から継続	奨学金の貸付	教育総務課
	H22から継続	学校教育サポート	学校教育課
教育研究所の運営	継続	教育研究所の運営	学校教育課
小中一貫教育研究の推進	継続	小中連携教育の推進	学校教育課
特色ある教育活動の推進	継続	特色ある教育活動の推進	学校教育課
スクールアシスタントの配置	継続	スクールアシスタントの配置	学校教育課
外国語指導助手の配置	継続	外国語教育の推進	学校教育課
小学校コンピューター教育の推進	継続	情報教育の推進	学校教育課
中学校コンピューター教育の推進	継続		学校教育課
	新規	下野ふるさとの大発見	学校教育課
<b>【学校施設の充実】</b>		<b>【学校施設の充実】</b>	
小学校校舎・体育館の耐震診断	完了		教育総務課
校舎耐震補強（国分寺小、古山小）	継続	体育館の耐震補強・改築	教育総務課
校舎耐震補強（薬師寺小、吉田東小）	完了		教育総務課
校舎耐震補強（石橋北小、吉田西小、細谷小、国分寺西小）	完了		教育総務課
校舎大規模改修（国分寺東小）	継続	校舎の大規模改修	教育総務課
石橋地区学校給食施設の改修	継続	石橋地区学校給食施設の改築	学校教育課 教育総務課
プール改修（内面改修）（祇園小）	完了		教育総務課
プール改修（内面・ろ過器等改修）（薬師寺小）	継続	プールの改修	教育総務課
校舎情報ネットワーク 未整備校の解消	完了		教育総務課
細谷小学校ランチルーム整備	完了		教育総務課
	H23から継続	学級定員変更に伴う増改築	教育総務課
	H22から継続	学校のエコ改修	教育総務課
	H21から継続	校庭の改修	教育総務課
<b>1 (2) 生涯にわたる学びの機会の充実</b>			
<b>【生涯学習の推進】</b>		<b>【生涯学習の推進】</b>	
◆社会教育の推進	継続	社会教育の推進	生涯学習課
生涯学習の推進	継続	生涯学習の推進	生涯学習課
◆公民館の管理運営	継続	公民館の管理運営	生涯学習課
	新規	公民館施設の整備	生涯学習課
◆図書館の管理運営	継続	図書館の管理運営	生涯学習課
生涯学習情報センター管理運営	継続	生涯学習情報センターの管理運営	生涯学習課
<b>【青少年の健全育成】</b>		<b>【青少年の健全育成】</b>	
青少年健全育成の推進	継続	青少年健全育成の推進	生涯学習課
<b>【スポーツ・レクリエーション活動の推進】</b>		<b>【スポーツ・レクリエーション活動の推進】</b>	
◆スポーツ振興基本計画の策定	継続	スポーツ推進計画の策定・推進	スポーツ振興課
スポーツに親しむ機会の提供	継続	スポーツに親しむ機会の提供	スポーツ振興課
総合型地域スポーツクラブの育成・支援	継続	総合型地域スポーツクラブの自立・支援	スポーツ振興課
	新規	体育施設の整備・拡充	スポーツ振興課
◆体育施設の管理運営	継続	体育施設の管理運営	スポーツ振興課

前期基本計画 施策事業	区分	後期基本計画 施策事業	担当課
<b>1 (3)豊かに暮らす文化の振興</b>			
<b>【文化・芸術活動の促進】</b>			
◆文化芸術活動の推進	継続	文化芸術活動の推進	文化課
グリムの森・グリムの館の管理運営	継続	グリムの森・グリムの館の管理運営・活用	文化課
	新規	文化芸術施設整備の検討	文化課
<b>【文化遺産の保存と活用】</b>			
文化財・史跡の保護	継続	文化財・史跡の保護	文化課
重要遺跡の発掘調査	継続	重要遺跡の発掘調査	文化課
史跡下野国分寺跡の保存整備	継続	史跡下野国分寺跡の保存整備	文化課
	新規	史跡下野国分尼寺跡の保存整備	文化課
史跡下野薬師寺跡の保存整備	継続	史跡下野薬師寺跡の保存整備	文化課
薬師寺ふるさと歴史の広場の管理運営	継続	薬師寺ふるさと歴史の広場の管理運営・活用	文化課
	新規	文化財展示収蔵施設の整備	文化課
<b>【地域間交流・国際交流の推進】</b>			
◆地域間団体交流の推進	継続	小学校児童の派遣・受入	生活安全課
	H22から継続	地域間団体の交流	生活安全課
		国内交流協会への活動支援	生活安全課
<b>【国際交流の推進】</b>			
◆国際交流の推進	継続	交流員の配置	生活安全課
		中学校生徒の派遣・受入	生活安全課

2章 知恵と意欲で創造性豊かなまちづくり

◆印の事業は、前期計画期間の進捗度が「C：あまり成果をあげられなかった」と評価された施策事業を示している。

前期基本計画 施策事業	区分	後期基本計画 施策事業	担当課
<b>2 (1)大都市近郊農業の振興</b>			
<b>【農業経営改善】</b>			
農業担い手の支援	継続	農業担い手の支援	農政課
農業経営高度化の支援	継続	農業経営高度化の支援	農政課
農用地の集積確保	継続	農地の集積確保	農政課
農業近代化・経営基盤強化資金への利子補給	継続	農業近代化・経営基盤強化資金への利子補給	農政課
水田農業の構造改革	継続	水田農業の構造改革	農政課
◆ブランド野菜生産の支援	継続	ブランド野菜生産の支援	農政課
地産地消の推進	継続	地産地消の推進	農政課
◆畜産業の振興	継続	畜産業の振興	農政課
◆畜産業担い手の育成	継続	(「農業担い手の支援」に統合)	農政課
	新規	6次産業化の推進	農政課
<b>【農村環境の保全】</b>			
農村地域の環境保全	継続	農村地域の環境保全	農政課
環境保全型農業の推進	継続	環境保全型農業の推進	農政課
農業用廃びニール等の処理対策	継続	農業用廃びニール等の処理対策	農政課
<b>【農業生産基盤の整備】</b>			
県営ほ場整備事業	継続	県営ほ場整備の推進	農政課
県単独土地改良事業	継続	県単独土地改良の推進	農政課
県営一般農道整備事業	完了		農政課
市単独農業農村整備事業	継続	市単独農業農村整備の推進	農政課
農村振興総合整備事業	完了		農政課
◆石橋南部ほ場整備地区内集出荷施設の建設	継続	石橋南部ほ場整備地区内集出荷施設の建設	農政課
石橋南部ほ場整備地区内歩道整備	完了		農政課
◆江川・五千石ほ場整備地区内歩道の整備	継続	江川・五千石ほ場整備地区内歩道の整備	農政課
土地改良施設維持管理の適正化	継続	土地改良施設維持管理の適正化	農政課
地籍調査	継続	地籍調査の推進	農政課
<b>2 (2)工業・商業の振興</b>			
<b>【商・工業の振興】</b>			
◆商工会運営支援	継続	商工会への運営支援	商工観光課
商工会プレミアム付商品券発行の支援	継続	商工業の振興	商工観光課
中小企業融資の支援	継続	中小企業への支援	商工観光課
県南公設地方卸売市場への負担金	継続	県南公設地方卸売市場への運営支援	商工観光課
	H23から継続	<b>【雇用対策の充実】</b>	
	新規	雇用支援の推進	商工観光課
		企業立地の促進	商工観光課
<b>2 (3)シティ・セールスの推進</b>			
<b>【観光の振興】</b>			
◆市観光協会の支援	継続	市観光協会への運営支援	商工観光課
観光イベントの開催	継続	観光イベントの開催	商工観光課
道の駅整備の推進	継続	「道の駅しもつけ」の活用	商工観光課
	新規	観光振興計画の策定・推進	商工観光課
	新規	地域ブランドの確立	商工観光課